

日時：令和元年7月24日（水）15：30～17：00

場所：北海道庁本庁舎 11階共用会議室A

○ 開 会

【平野農政部食の安全推進局食品政策課主査】

ただいまより、令和元年度第1回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を開催いたします。開会に当たり、森部会長からご挨拶をいただきます。

【森北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会長】

部会長を努めます北海道大学大学院農学研究院の森と申します。今日はよろしく願いいたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

皆さんご承知のこととは思いますが、この遺伝子組換え作物交雑等防止部会、いわゆるGM部会は、遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例、いわゆるGM条例が平成17年3月に制定されたことにより設置されたものです。親委員会であります北海道食の安全・安心委員会の付託に応じて、条例に係る事項を審議するために設置されたものでございます。この部会では、GM条例の施行状況等につきまして点検・検証を行っております。これまで平成20年、23年、26年と3回の点検・検証を行って参りました。今年度は5年振りの点検・検証の年になります。これは条例の附則に、平成21年4月から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案して、本条例の施行状況等について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという記載がございまして、これに基づいて今年度実施されるものです。

本日は今年度第1回の部会でございます。遺伝子組換え作物をめぐる情勢などを踏まえつつ、点検・検証の進め方などについて、ご審議をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

【平野主査】

ありがとうございました。続きまして、北海道農政部食の安全推進局長の瀬川からご挨拶を申し上げます。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

瀬川です。本日はありがとうございます。北海道食の安全・安心委員会GM部会の開催ということでございます。5月まで私は食品政策課長を2年2か月やっておりましたが、この部会は開催することがなかったので、久しぶりの開催でございます。ちょうど条例附則に基づいて、今、部会長からお話があったとおり、5年振りの点検・検証時期になってございます。

ご案内のとおり、平成17年に条例を制定してから届出・許可申請の実績は今のところございません。いろいろな推進派の方々などからのご意見はこの間もあったわけですが、届出等の実績はなかったということでございます。こうした中、今年から遺伝子組換え食品の表示制度が若干改正されまして、今後、令和5年に完全施行されますけれども、従来、遺伝子組換え食品に関しては、任意表示として「遺伝子組換えでない」という表示ができることとなっております。これは分別管理をして混入率が5%以下である加工食品はそ

のようにできることとなってございますが、検査精度が変わってきている中で、検査の結果、不検出のもののみという形になります。そうすると任意表示も従来よりも若干少なくなってくるかもしれません。従来の遺伝子組換えの検査ではPCR法がよく使われますが、今回の改正に伴う公定検査法はまだ検証中で、何を使うかというところはまだはっきりしてございません。PCR法は加工度の低いものには反応しやすいですが、なかなかその先、精度を上げていくとなるとそれが妥当なのかどうかということも含めて、公定検査法は検討中と聞いております。

本日の部会では、最近5か年の情勢等の変化も踏まえまして、GM条例を点検・検証しながら、これからどう扱っていくかのところを、皆様からのご意見を賜って進めていきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますけれども、森部会長をはじめ各委員の皆様におきましては、十分にご審議等、よろしく願いいたします。

【平野主査】

議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料は次第の次に配付資料一覧、出席委員名簿、出席者名簿、配席図、部会長・特別委員名簿とありまして、その次資料1が遺伝子組換え作物をめぐる情勢について、資料2-1と2-2が道の遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要と条例全体、資料3が条例の施行状況の点検・検証の手順となっております。続いて参考資料の1-1から1-3までが国で作成している資料、参考資料2-1、2-2が北海道食の安全・安心条例の関係、参考資料3と参考資料4が会の運営要綱と傍聴要領となっております。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の委員の出席状況についてご報告いたします。当部会については、お手元にお配りしています名簿のとおり、部会長1名、特別委員5名の方が任命されております。本日は、愛甲特別委員がご欠席となっておりますが、部会長、特別委員の6名のうち5名の皆様にご出席いただいており、北海道食の安全・安心委員会運営要綱第4条の2の規定により、過半数の出席がありますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、第8期目の部会として初めての開催になりますので、部会長、特別委員の皆様を名簿の順でご紹介させていただきます。森部会長です。名簿順ですと次は愛甲特別委員ですが、本日ご欠席でございます。金澤特別委員です。久保特別委員です。平田特別委員です。船津特別委員です。続きまして、道の出席者を紹介させていただきます。先ほどご挨拶申し上げた瀬川食の安全推進局長でございます。農政部山口食品政策課長です。農政部大脇食品政策課主幹です。その他の職員につきましては、時間の都合上、出席者名簿をもって、紹介とさせていただきます。

それでは、議事に移ります。これからの議事進行については、森部会長にお願いしたいと思っております。森部会長、よろしく願いいたします。

○ 議 事

【森部会長】

それでは、よろしく願いいたします。

まず、本部会は、先般7月18日開催の北海道食の安全・安心委員会において、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証についての調査・審議をするように本部会に付託され、開催しておりますことを確認いた

します。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第に従って進めてまいります。本日は、17時を目途に会議を終了したいと思っておりますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事ですけれども、(1)でア、イ、ウ、エとございます。アが遺伝子組換え作物に関する情報について、イは北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例、GM条例に関する説明です。ウは点検・検証の進め方についてとあります。以上のア、イ、ウについてはご説明に対して、ご質問のみ受けることにしたいと思います。最後のエの意見交換において、議論を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、アの「遺伝子組換え作物をめぐる情勢について」、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【大脇農政部食の安全推進局食品政策課主幹】

それでは、遺伝子組換え作物をめぐる情勢についてご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。表紙を含めて28ページ構成でございます。こちらの中身でございますが、遺伝子組換えに関する基本情報、世界の動き、我が国の状況、それから道がこれまで取り組んできた内容などを整理してございます。

表紙をめくっていただいて、1ページから3ページでございますが、遺伝子、遺伝子組換え、遺伝子組換え作物についての基本情報であり、今日は専門の先生がお集まりですので、説明を省略させていただきます。

4ページ目から社会情勢等を説明させていただきます。まず4ページ、5ページでは、世界における遺伝子組換え作物の栽培状況をグラフで整理しております。4ページのグラフをご覧いただきたいのですが、栽培面積は、1996年から始まりまして、2017年では世界でおよそ1億9千万haでございます。世界の耕地面積が約15億haですので、耕地面積の1割強が遺伝子組換え作物の作付けとなっております。

5ページでございます。作物別の遺伝子組換え作物の栽培の状況ということで整理しております。最も多い作物がダイズ、続いてトウモロコシ、その次がワタとなっております。形質別では、除草剤耐性の遺伝子組換え作物が約5割、除草剤耐性や害虫抵抗性など複数の形質を組み合わせたスタック形質が約4割ということで、このような内訳になっております。

6ページは、世界の遺伝子組換え作物の栽培国を地図で示しております。世界24か国で栽培されているということでございます。南北アメリカ大陸で栽培をする国の割合が多くなっているという図でございます。

続いて7ページでは、我が国の状況を説明しています。遺伝子組換え作物の研究の開発方向でございます。1が省力化や低コスト化、自給率の向上、バイオ燃料といった、遺伝子組換え技術を利用した作物の開発とあり、2が非GM作物との交雑低減技術など、遺伝子組換え作物の栽培に関する技術開発が進められています。

8ページ、9ページは、我が国のダイズ、トウモロコシの自給率と用途、輸入量を示しております。平成29年度の自給率は、ダイズでは国産が7%、輸入が93%、トウモロコシでは輸入が100%という状況でございます。輸入先はダイズ、トウモロコシとも、アメリカが7割から8割、ブラジルが1割から2割と、この二つの国で約9割を占めています。

10ページですが、我が国における遺伝子組換え作物に関する安全性評価の制度をまとめてございます。食品としての安全性は食品衛生法と食品安全基本法ということで、資料の

左側に示しています。真ん中の部分が飼料としての安全性ということで、飼料安全法と食品安全基本法で定められております。それから右側、生物多様性の影響はカルタヘナ法に基づく評価で、それぞれ関係の省庁が評価・審査をし、全てについて問題のないもののみが、輸入、流通、栽培などできる仕組みとなっております。それから、11ページから13ページにかけて、それぞれの主な評価項目を示しております。11ページが生物多様性の関係でございます。生物の多様性を損なう恐れがないか評価を行っております。12ページが食品の安全性評価でございます。従来の食品と比較しまして、遺伝子組換え食品では性質が変化するのか、その可能性も含めて安全性評価をするということで、評価項目を示しております。また13ページでございます。こちらは飼料として使う場合、家畜に対する評価ですとか、畜産物を人が最終的に摂取するわけですが、その部分での評価ということで項目が定められております。

続きまして14ページでございます。我が国で食品として承認されているGM作物ということで、今年5月17日現在の一覧を示しております。我が国で食品として承認されている遺伝子組換え作物は、ダイズやトウモロコシなど8つの作物で、品種数としては320となっております。種類といたしましては、除草剤耐性や高オレイン酸形質などとなっております。

続きまして15ページ、16ページでございます。冒頭の挨拶でも触れたところですが、我が国における遺伝子組換え食品の表示制度を取りまとめてございます。こちらの制度ですが、平成25年に制定されました食品表示法に基づいて平成27年に定められた食品表示基準にて、規定をされてございます。

15ページでございますが、義務表示制度としては、食品衛生法に基づく安全性審査を経て流通が認められております大豆やとうもろこしなど8種の農産物、それらを原材料としております豆腐やスナック菓子など33加工食品群について、分別生産流通管理をしていない場合、また分別生産流通管理をしたが遺伝子組換え作物の、意図せざる混入が5%を超えている場合は、分別をしていませんということを表示することとなっております。

次に、16ページに任意表示制度について示しております。この任意表示制度が本年4月に一部改正されております。現行制度というところで、分別生産流通管理を行い意図せざる混入が5%以下に抑えられている場合は、遺伝子組換えでない等の表示が可能であったものが、こちらの5%以下が、新しい制度では、遺伝子組換えの混入がないと認められること、つまり不検出のものについて、遺伝子組換えでないなどの表示が可能となるということで、このあたり数字が厳しくなったような制度になっております。移行期間が約4年間ございまして、こちらのページの上のほうに記載しておりますが、令和5年の4月1日に施行されることとなっております。こちらの15ページ、16ページの詳細ですが、参考資料1-1として消費者庁で作成した資料を付けておりますので、併せてご覧ください。

続きまして17ページでございます。諸外国における表示制度がどのようになっているかを示しております。日本や韓国、オーストラリア、ニュージーランドでは、最終製品において組み換えられたDNA等が検出できないものについては表示義務の対象外としております。その一方でEUでは、検出ができるできないに関わらず表示義務の対象としております。それから、意図せざる混入率につきましては、日本では令和5年度からは不検出になるということ、韓国は3%、オーストラリアとニュージーランドでは1%、EUでは0.9%というような状況でございます。

18ページでございますが、こちらは以前からも話がございまして、GM作物に対します期待と懸念ということで、生産面、食品・消費面、その他ということで表にまとめており

ます。遺伝子組換え作物に対する期待ということでは、除草剤耐性、害虫耐性などによる薬剤使用量や栽培管理作業の削減など、新しい品種が開発されることでこのようなことが期待される一方で、懸念といたしましては、抵抗性を持つ雑草や害虫の発生ですとか、我々の条例のところでもございます、その他の懸念であります、交雑などによります生態系、また従来の作物との交雑の懸念、こちらは生産面でございます。こういった期待と懸念の双方があるということでまとめております。

次に19ページと20ページでございます。こちらが北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要、交雑防止措置基準の概要ということでまとめております。こちらについては次の議題、イで説明しますので、こちらでの説明は省略させていただきます。

次に21ページでございます。GM条例施行後の道の主な取組でございます。交雑等防止検討調査事業ということで、GM作物と一般作物でどれくらいの距離を離せば交雑が起こらないかということの中で検討され、交雑防止基準を定めております。また道では毎年、GM作物の栽培計画の調査を実施しまして、その結果を公表しております。また、リスクコミュニケーションを実施するほか、国に対しましては、GM食品表示制度の拡充などについて要望をしております。それから後ほどの説明でも触れますが、道民の意識の把握ということで、条例の点検・検証のタイミングで、道民の皆さまがどのような考えをお持ちか調査し、条例の点検・検証を実施しております。

22ページでございます。これまでに3回、GM条例の点検・検証を実施しております。その結果を取りまとめたものでございます。これまで平成20年度、23年度、26年度と実施しております。GM条例の取扱い、それから交雑等防止措置基準の取扱いについて、いずれの年度においても、「引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であることから、条例及び交雑防止基準を見直さない」ということで、それぞれの年度において結論を出しているところでございます。

その根拠にもなります、道民の皆さまがどのように考えていらっしゃるかということで、23ページから25ページにかけて、道民意識調査ということでこれまでに実施しております。問1については、遺伝子組換え作物やそれを使った加工食品の安全性ということで聞いておりました、その結果、不安に思う、やや不安に思うというご意見がおよそ8割となっております。また24ページの問3で、遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響ということでございますが、こちらについても不安に思う、やや不安に思うというご意見の道民の方がおよそ8割いらっしゃいました。平成20年、23年、26年と調査をしておるのですが、傾向はあまり変わっていないということでございます。

それから最後に26ページ、27ページでございます。こちらは、北海道以外にも遺伝子組換え作物に関係いたします条例、指針を制定しております都府県や市町がございます。北海道を含めまして全国で12都道府県と3市町で制定されているところでございます。27ページは交雑防止基準の制定状況となっております。

以上で、遺伝子組換え作物をめぐる情勢の説明を終わらせていただきます。

【森部会長】

ありがとうございました。世界的な状況から、安全性、それから道の対応などについて説明をいただきました。それでは、ただいまの「遺伝子組換え作物をめぐる情勢について」の説明に対してご質問がありましたら、お願いします。

特になければ、後ほどの意見交換の時間でも結構ですから、お願いいたします。それでは、アについて、終わりにしたいと思います。

続きまして、イの「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例について」、事務局からご説明をお願いします。

【大脇主幹】

続いて説明をさせていただきます。資料2が条例の関係の資料でございます。資料2-2が条例全文となっておりますが、資料2-1の条例の概要で説明をいたします。

1ページをご覧ください。制定の趣旨が一番上のところでございます。遺伝子組換え作物の、一般の屋外圃場など開放系での栽培を規制することにより、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めたものです。

制度の仕組みについては、開放系一般栽培と開放系試験栽培の二つの区分がございます。一般栽培というのは試験栽培以外の栽培、商業目的の栽培などですが、こちらについては許可制としてございまして、栽培をしようとする方は地域説明会をまず開催していただき、その後、知事に許可を申請します。知事は食の安全・安心委員会、この委員会から付託されたこちらのGM部会の意見を聴取し、許可・不許可を決定いたします。また栽培途中であっても、必要に応じて勧告、栽培中止命令等を行うということで定めております。次に、開放系試験栽培でございます。開放系試験栽培につきましても、試験研究機関は同様に、地域説明会を開催いたします。こちらについては、知事に届出ということでございます。届出を受けました知事は同様に、食の安全・安心委員会、この委員会から付託されたGM部会の意見を聴取し、必要に応じて勧告、栽培中止命令等を行うこととしてございます。資料の2ページに、いま説明した内容を図で示しております。

その下、2ページの中段のところでございますが、遵守事項ということで、許可を受けた遺伝子組換え作物の栽培者又は試験研究機関は次の事項を遵守しなければならないということで、管理責任者の設置や交雑混入防止措置の適正維持などを定めてございます。また、条例の実効性を確保するため、道の立入検査、罰則等を規定しています。こちらの条例の施行期日等については、平成17年3月31日に制定、平成18年1月1日に施行されてございます。その後、改正が3回ありますが、平成21年改正は、5年ごとの条例の点検・検証を行うということで、附則が追加されております。それから、平成26年と平成31年の改正ですが、消費税率が改正されるということで、栽培許可申請に係る手数料に関する改正を行っております。

次に3ページをご覧ください。こちらでは遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により、周辺の一般作物との交雑、また野生植物等を介しての交雑を防止するため、こちらに書いておりますイネ、ダイズ、テンサイ、トウモロコシ及びナタネでは隔離距離による交雑防止措置を定めております。また、花粉生成、飛散の防止など、隔離距離によらない交雑防止措置を定めています。その下でございますが、混入防止措置基準ということで定めておまして、一般作物の種子や収穫物への混入等を防止するため、遺伝子組換え作物の種子、種苗、収穫物の分別管理などの混入防止基準を定めています。

以上で、条例と交雑混入防止措置基準についての説明を終わります。

【森部会長】

はい、ありがとうございます。ただ今のGM条例に関する説明について、質問がありま

したらお願いします。

【平田北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

1 ページ目で、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請とありますが、2 ページ目のところの説明会の開催で、知事が定める範囲で一般作物を栽培する者ということですが、説明会を開催する前に知事に問い合わせる必要があるのですか。

【大脇主幹】

問い合わせということではないのですが、事前にご相談いただければと、考えております。

【平田特別委員】

ということは、届出の前に何らかの相談をしてほしいということですか。

【大脇主幹】

説明会の対象の範囲を定めていますので、事前に確認いただければと思います。

【平田特別委員】

それと届出とは別ですか。

【大脇主幹】

別です。

【瀬川局長】

それとは別に、毎年、栽培計画を調査しておりまして、その段階で手を上げる方はわかりますので、そことのやり取りが事前の相談ということになります。

【森部会長】

大学でも外での試験栽培となれば、この届出の対象となりますね。

それでは、以上でイについて、終わりにしたいと思います。

続いて、ウの今回の点検・検証の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【大脇主幹】

続きまして資料3をご覧ください。今回の条例の点検・検証の手順を示してございます。

先週7月18日に開催された第1回食の安全・安心委員会において、本年度の審議事項として、本条例の施行状況等の点検・検証を行うこと、またこの審議をこちらのGM部会に付託することについて決議されたところでございます。それをもちまして、本日の第1回のこの部会において、点検・検証の進め方等についてご審議お願いしたいと思います。

こちらの審議を踏まえまして、道では、8月から道民の皆様からの意見聴取を始めたいと考えております。意見聴取ということで3つ考えておるのですが、まず、8月に旭川市、帯広市、札幌市の道内3か所で生産者、消費者、食品製造業者や関係団体との地域意見交換会を開催したいと考えております。また、現在準備を進めているのですが、2つ目の道民意識調査ということで、先ほどの資料1の中でも説明をいたしました内容について、9

月に道民の皆様を対象に抽出で調査をしまして、その結果については12月に公表ということで、現在予定しております。それから3つ目のパブリックコメントといたしまして、ホームページを使いまして、道民の皆さまの条例や遺伝子組換え作物に対するご意見をいただきたいと考えてございます。これらの結果を取りまとめまして、道民意識調査の結果が12月に公表となる関係で、年末になるのですが、12月下旬に第2回のこちらの部会を開催したいと考えており、こちらの調査の結果ですとか、調査の結果を踏まえて、今回の条例の点検・検証の論点整理をしていきたいと考えております。部会で取りまとめました内容を、来年1月上旬に予定しております食の安全・安心委員会で報告させていただきたいと思っております。

この安全・安心委員会での意見、そしてこちらの部会での議論を踏まえまして、1月下旬に開催を予定しております第3回のこのGM部会において、点検・検証結果に係る意見を集約し、2月上旬開催の第3回食の安全・安心委員会に提出して、北海道食の安全・安心委員会としての最終的な点検・検証の結果ということで意見を取りまとめようと考えております。その委員会の意見をいただきまして、道では点検・検証の結果（案）として取りまとめて道議会に報告し、審議いただきまして、来年3月に本条例の点検・検証結果の決定・公表ということで進めて参りたいと考えております。

このとおり進めてきたいと思っておりますので、ご審議・ご検討をよろしくお願いいたします。

【森部会長】

ただ今、説明のありました「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の点検・検証について」、ご質問があればお願いします。本日7月24日の部会の後、意見聴取を行い、それを踏まえてということになっております。

【船津北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

よろしいでしょうか。道民からの意見聴取とありますが、質問の一つは3地域に絞った理由と、もう一つは意識調査をするときに抽出するとおっしゃっていましたが、どのような方法で抽出するのでしょうか。

【大脇主幹】

まず、地域意見交換会について、全道広い中すべてでできれば一番いいのですが、生産地と消費地などを考慮してこの3か所で開催していきたいと考えています。また、道民意識調査については、道民1,500人の方を層化二段階抽出法で抽出します。この調査については、今年のGM条例だけではなく、道政全般について、毎年、道の広報広聴課で実施しているものでございます。その調査の中で、今年度についてはこちらのGM条例の関係についても、抽出された道民にご意見を伺うということで考えております。

【船津特別委員】

地域意見交換会の場所に道南がなく、気候が南と中央と北で違うので、生産者の考え方も違うのではと思ったので質問させていただきました。

【大脇主幹】

大豆やとうもろこしなどの作付けも考慮して、道北や道東での開催を考えています。

【山口農政部食の安全推進局食品政策課長】

補足させていただきますと、5年前の点検・検証のときにも地域意見交換会を開催しております。そのときには室蘭市と北見市で開催しておりました。たくさん行うことが望ましいのかもしれませんが、今回は道北と道東、札幌市で開催を計画しています。道民意識調査については、18歳以上の道民1,500人を層化二段階で抽出という形で行います。

【船津特別委員】

年齢や性別を考慮したやり方ではないのでしょうか。

【山口課長】

おそらく、層化二段階ですので、まず市町村ごとなどで分けて、さらにそこから絞っていくことになると思います。層化なので就業別などの構成で組み直していく形でやられると思います。

【森部会長】

資料1のめぐる情勢のところで説明があった道民意識調査の結果のグラフのところも1,500人くらいのデータをまとめたものですか。

【大脇主幹】

以前の調査ではもう少し多いこともあったと聞いています。

【森部会長】

分かりました。道民からの意見聴取については、そのような形で行うということでございます。他に何かお気づきの点ございませんか。質問等ありましたらお願いします。

【久保北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

先ほどの資料1の23、24ページの道民意識調査の結果で、数字が少し振れていますよね。その原因というのは何か分析されていますか。例えば問1と問3。問2と問4は割と安定しているのですが、問1と問3は、「不安に思う」「やや不安に思う」の回答の割合が、23年に少し減少し、26年には20年と同じくらいの割合に戻っているのですが。

【山口課長】

前回の平成26年の道民意識調査の結果が出たときに、この部分について、我々の中でも議論がありまして、23年は不安に思うという回答が減っていて、26年には20年くらいの水準に寄り戻したような結果だったのですが、ここのところについて、明確な理由ははっきりしなかったところです。

なお、スケジュールとして今回の調査の結果は12月にまとまるとご説明しましたが、10月に速報値が出た段階で、もしそれが使えるのなら、2回目のGM部会の開催を少し前倒ししたいと考えています。それを持って分析もしてみたいと思いますが、前回の結果については、明確な分析ができなかったというのが正直なところです。

【瀬川局長】

補足をしますと、平成23年に道で実施した他の調査の結果も相対的にいつもと違う傾向

にあります。その年は東日本大震災がありまして、道内においては放射性物質に汚染された食品に対する関心が高くなっていて、通常の年よりもそちらに関心がいったために、23年の調査の結果については特に振れています。

【森部会長】

それでは、条例の点検・検証の進め方については、よろしいでしょうか。それでは、ウについては終わりにしたいと思います。

これまでの事務局からの説明ア、イ、ウを踏まえまして、条例の施行状況等の点検・検証につきまして意見交換に入りたいと思います。本条例の施行状況等の点検・検証につきましては、本条例制定後これまで3回、平成20年度、23年度、26年度に行ってきたところでございます。繰り返しになりますが、いずれの点検・検証においても「このままで見直さなくてもよい」ということで、今日に至っています。この意見交換では、今回の点検・検証の進め方についてのほか、前回の点検・検証から現在までの間に、遺伝子組換え作物の栽培などによる交雑等の防止について考慮すべき情勢の変化など、何か議論をすべきことがあれば、お願いしたいと思います。

最終的には、資料1の22ページにあるように、これまで3回、平成20、23、26年度のいずれも条例は見直さないとしたわけですが、このときの判断基準として、一般的な道民の意識調査、科学的な根拠、情勢の変化などを踏まえて最終的な判断をしております。道民の意識調査につきましては、先ほどのお話があったとおりに進めていくこととしていますが、その他の知見などで考慮しておくべきことなどがございましたらお願いします。

【船津特別委員】

よろしいでしょうか。先ほど説明ありました地域意見交換会のときに、生産者、消費者、食品製造業者などが参加するということができたが、どこかが偏るということではなく、均等というか、そういった形のほうが、生産者だけが多いなどということがない工夫があった方が良かったことが質問の一つです。

もう一つは無作為抽出ということですが、世代層や男女でも変わってくるような気がしまして、そういったものが分けられたら、調査結果に影響する因子としても出てくるのではないかと思います。

【大脇主幹】

一つ目については、先生がおっしゃったように、偏らないような形で実施したいと考えています。

二つ目については、基本情報で年齢や性別も回答いただくこととなっていて、そこで分析などもできるかと考えております。

【森部会長】

パブリックコメントの進め方について、どのように周知して、どのように意見を集めるのでしょうか。

【大脇主幹】

現在考えておりますのが、ホームページを使いましてご意見を頂きたいと考えています。

【森部会長】

道のホームページ上で説明があって、意見があったらどうぞという方法ですね。

【山口課長】

プレスリリースを事前に行い、パブリックコメントの実施について知らせるということも併せて行います。

【久保特別委員】

GM条例の概要は、ホームページで公開されているのでしょうか。

【大脇主幹】

ホームページで公開しております。

【金澤北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

資料1の21ページに、毎年度のGM作物の栽培計画を調査しその結果を公表するとありますが、実際、栽培計画がどうであったのかということももちろん大事だとは思いますが、それと同時に、栽培してみたい、あるいは栽培したらどうなのだろうなどの問い合わせや希望というところは、GM条例施行後に何か変化があるのかないのかという状況はございますでしょうか。

【大脇主幹】

栽培をやってみたい方からお問い合わせもありますし、また栽培はダメだという方からもご意見はいただいています。

【金澤特別委員】

そういう希望の数、問い合わせの数がGM条例の施行後に変動している、例えば多くなっているような状況であれば、それに対して配慮といいますか、点検・検証の際に考慮する必要もあるかもしれないですが、そんなに違いがないということでしたら、その必要性はあまりないのかなと思います。数や内容というのはあまり変わってないのですか。

【瀬川局長】

制度が始まってからは、推進派の方は、我々に質問状を出したりということがございましたし、反対派の意見については、こういう点検・検証のとき、昨年度は第4次食の安全・安心計画の策定に当たり、道内7か所で意見交換会を実施したのですが、そのときには、遺伝子組換えは駄目だと言う意見が引き続き出されています。推進派については、質問状など、制度が始まってから数年間はありましたが、ごく最近もありましたが、件数としては推進派のほうは減ってきています。消費者の方は、ほぼ横ばい状態です。

【金澤特別委員】

条例の点検・検証の仕方については、条例で定められているのですか。

【大脇主幹】

資料2-2に条例の全文を付けているのですが、条例の附則6に「社会経済情勢の変化

等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え」とありますので、その一つとして道民の方々の考えを伺うということは必要と考えています。

【金澤特別委員】

私たちの立場としては、パブリックコメントの結果にも配慮した判断が求められるということですか。

【大脇主幹】

そうです。

【金澤特別委員】

パブリックコメントなどの結果については、示してもらえるのですか。

【大脇主幹】

パブリックコメントの結果については、この部会で示し、それをもって点検・検証の意見をまとめていきます。

【瀬川局長】

資料3の中段のところに、第2回のGM部会の予定を12月と書いておりましたが、そこに地域意見交換会、道民意識調査、パブリックコメントの結果の報告ということで書いてございます。

【金澤特別委員】

現時点で過去のパブリックコメントなどに配慮する必要はないということでしょうか。

【瀬川局長】

参考という形にはなるかと思えます。

【金澤特別委員】

はい、わかりました。

【森部会長】

私から質問なのですが、資料1の21ページ中段のところに、GM条例施行後の道の主な取組として、「国に対するGM食品の表示制度等の拡充の要望」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

【大脇主幹】

食品表示制度の説明が、資料1の、おっしゃったページの少し前にあるのですが、遺伝子組換え表示制度の対象が限定されており、国に対してEU並みの表示制度を要望しています。

【森部会長】

ここに関連してくるのですが、従来のGMのものと、ここ5年間で大きく変わったこと

はゲノム編集の技術が大きく進んだことだと思います。このゲノム編集で作られる新しい品種と従来のGMとの線引きを少し明確にしておきたいと思います。国の基本的な方針に従うということになるとと思いますが、説明いただけますか。

【山口課長】

ゲノム編集に関する資料を参考資料1-2、1-3と付けております。参考資料1-2は、7月2日から12日までの間に、全国5か所で「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会」が開催されており、これは5日の札幌会場での資料です。また、参考資料1-3は、7月8日に国の方で開催された農業資材審議会の飼料分科会での配付資料で、どちらも公開されているものです。

表示の関係については、参考資料1-2のうち、消費者庁のものが資料4とありますが、これが表示のあり方についての現在の検討状況となっています。GM条例の範囲はカルタヘナ法の定義に基づく遺伝子組換え作物ですが、このゲノム編集技術のうち、国のほうで検討している遺伝子組換え生物等の範囲については、厚生労働省の資料の一部を拡大したものを、参考資料1-2のうち、国の資料番号の資料1と2の間に付けています。この資料の中のゲノム編集技術の3タイプ、SDN-1、SDN-2、SDN-3、厚生労働省ではタイプ1、タイプ2、タイプ3と呼んでいます。従来の育種技術を左側に置いて、そして、この中で食品衛生法上の安全性審査が必要か必要でないか、厚生労働省の考え方を示しています。これは厚生労働省の審議会の資料の抜粋です。それから、カルタヘナ法では今年2月の環境省の審議会で示されています。プロセスとプロダクトの違いはありますが、核酸や塩基が残っていないものの取扱いについては届出として、従来の遺伝子組換えに該当しないという見解が出ています。基本、この見解にのっとっていくことになろうかと思えます。

また表示については、8月を目途に消費者庁から出される予定ですが、この表示のあり方については、国の資料4に表示の考え方が示されていますが、表示制度を考える上では4点を考慮しないといけない、一つは消費者の意向を踏まえる、消費者のためになるものかどうか、それから表示制度の実行可能性、実際にそれを制度として行っていけるかどうか、3番目として表示違反の食品の検証可能性、これは行政側の視点になろうかと思えますが、ルール違反の場合にチェックの機能が働く仕組みを組み立てられるかどうか、4点目として国際整合性、日本だけが他の国と違うものを行っても貿易などで支障となってしまう、そういった4つの観点を十分に考慮しなければいけない、この視点で検討するというので、国の意見交換会では説明されています。この結論が出てからということになろうかと思えますが、今のところの状況は以上でございます。

【森部会長】

ありがとうございます。ゲノム編集技術を使った場合、GMに該当するのはタイプ3、外部から導入したものに限ってGMの対象ということですね。真ん中のタイプ2、置換が入るところは微妙なところで。

【瀬川局長】

戻し交配を行って核酸等が残らない場合、他から入れた核酸を最終的に抜く場合は、non-GMという取扱いです。メンデルの法則に従って抜いていく、入れた核酸を抜いた場合にはnon-GMとして扱われるということです。

【森部会長】

最終的にできてきたものが、切った位置に導入されていない場合にはnon-GMの扱いで、そこに外部からの核酸等が残っている場合にはGM扱いということですね。このGM部会でゲノム編集作物のうち対象とするのは、GMとされたもののみということになると思いますが、このところ、もしご意見あればよろしくお願いします。

【平田特別委員】

届出は必要なのですね。届出はどこでするのでしょうか。

【山口課長】

遺伝子組換え作物に該当しない部分ですね。その部分については、環境省と農林水産省、厚生労働省となります。

【平田特別委員】

届出をするということは、それを受ける、評価するところがある、それはどこになるのでしょうか。

【山口課長】

農作物については農林水産省、食品衛生法上のことは厚生労働省です。

【平田特別委員】

ということは、道は関与していないのですか。

【山口課長】

これは国の所管です。

【瀬川局長】

届出者は開発者や輸入者などのレベルですので、自治体ではなく、国の方で直接取り扱います。届出内容は、どのような変異を加えたのか、どのように検査したのか、どのような特徴があるのかなどがあり、その届出内容について、今パブリックコメントが実施されています。その届出を受理した省庁は、安全性審査をしたり、食品安全委員会に諮ったりなどはしないのですが、内容によって必要な指示事項があれば別途指示し、問題がなければ届出があったことを公表することとしています。

【山口課長】

参考資料1-2のうち、国の資料2の10ページから13ページに、農林水産省で情報提供、公開する内容の考え方が示されています。それから厚生労働省の関係ですと資料3の13ページのフロー図などを要領の形で出そうとしており、現在パブリックコメントを実施しています。

補足しますと、農林水産省ではカルタヘナ法の対象外の生物の情報の中で、特に選抜・育成の過程、オフターゲットのこともありますので、人間にとって不良な形質を落としていく過程だということで、ここの部分を重要視しているといったような説明がございます。ゲノム上のどこを切断するかということで、切断部位についてのスライドの添付や、改変

した遺伝子の情報について理論上考えられる形質の変化についてのデータの添付といったことを、届出のなかで情報提供してもらうこととしています。

【森部会長】

繰り返しになりますが、ゲノム編集技術の中で最終的なものにDNAが残る場合にはGMとなりますので、この部会で審査すること、届出・申請していただくこととなります。

【平田特別委員】

試験研究の場合は、どのようになるのでしょうか。ゲノム編集作物の試験研究について届出する必要はないのでしょうか。

【瀬川局長】

文部科学省から大学等に文書が発出されていると思います。GM、non-GMに関わらず、現行のGMと同じような基準で試験研究するようというところでありますが、開発であれば当然この届出のマトーに入ってくるので、新しい品種の開発であれば、それ以外の扱いについても文部科学省から通知されていると思います。

【山口課長】

厚生労働省の関係ですと、国の資料3の14ページに、届出もしくは安全性審査のどちらに該当するかを確認するときに、事前相談を行うこととなっているが、このときに事前相談の対象となる食品は原則として商品化を目的として既に開発されたものに限る、となっています。要は研究段階のものを相談するのではなくて、あくまでも商品化を目的に、そういったことが記載されております。

【森部会長】

その他、だいぶ時間が限られて参りましたが、もしあればお願いします。

それでは、意見交換はこのくらいにして終わりにしたいと思います。

(2) その他について、事務局の方から何かありますか。

【大脇主幹】

特にありません。

【森部会長】

委員の先生方から何かございませんか。全体を通して、何かありますでしょうか。

【船津特別委員】

このスケジュールなのですが、うまくいった場合のときのスケジュールということで、第2、3回の委員会・部会はあるのですが、本年度中に点検・検証をすることでいいのでしょうか。仮にどこかで留まることがあった場合は、もう一度審議するとか。このスケジュールのどこかで、審議が戻るというようなことはあるのでしょうか。

【大脇主幹】

本年度1年間かけていろいろの方のご意見等も伺い、この部会で審議いただき、点検・

検証ということでは、条例にも定めておりますので、本年度で一つの区切りとして、もし条例を見直すということになればその次に行うこととなりますし、見直さないのであれば、そのままということになります。

【森部会長】

どうしても意見をもらうところに時間がかかる関係で、年度末の多忙な時期となってしまいますが、よろしくお願いします。

それでは、予定していました議題は終わりました。長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

○ 閉 会

【平野主査】

森部会長、ありがとうございました。閉会に当たりまして、瀬川局長からご挨拶を申し上げます。

【瀬川局長】

本日はありがとうございました。今、後半で森部会長から話のあった新しい話題もございます。こういったものもありますが、GM条例で所管する部分は今、お話があったところです。ゲノム編集技術は幅広く、食品だけでなくいろいろなところにございまして、その範疇が相当大きくなりますので、それとは一線を画しながらGM条例の点検・検証を進めていこうと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【平野主査】

これもちまして、令和元年度第1回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を閉会させていただきます。次回の部会の開催については、また改めてご案内いたしますので、よろしくお願いします。本日は、どうもありがとうございました。